

低炭素建築物新築等計画の認定の申請手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請
法第54条第1項 (当初)	ア 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	① 1戸建ての住宅	標準入力法 仕様・計算併用法 仕様基準	200㎡未満	5,000円	3,000円
				200㎡以上	5,000円	3,000円
法第55条第1項 (変更)	ア 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	② 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	標準入力法 仕様・計算併用法 仕様基準	300㎡未満	10,000円	5,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	20,000円	10,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	23,000円
				5,000㎡以上	82,000円	41,000円
		③ 住宅以外	標準入力法 モデル建物法 モデル建物法（小規模版）	300㎡未満	10,000円	5,000円
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	9,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	14,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	82,000円	41,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円	65,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	164,000円	82,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	205,000円	103,000円
				50,000㎡以上	246,000円	123,000円
		④ 1戸建ての住宅	標準入力法	200㎡未満	35,000円	18,000円
				200㎡以上	39,000円	19,000円
		⑤ 仕様・計算併用法	仕様・計算併用法	200㎡未満	26,000円	13,000円
				200㎡以上	29,000円	14,000円
		⑥ 仕様基準	仕様基準	200㎡未満	18,000円	9,000円
				200㎡以上	19,000円	10,000円
		⑦ 標準入力法	標準入力法	300㎡未満	70,000円	35,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	118,000円	59,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	200,000円	100,000円
				5,000㎡以上	287,000円	144,000円
		⑧ 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	仕様・計算併用法	300㎡未満	52,000円	26,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	87,000円	44,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	152,000円	76,000円
				5,000㎡以上	223,000円	111,000円
		⑨ 仕様基準	仕様基準	300㎡未満	33,000円	17,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	58,000円	29,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	105,000円	53,000円
				5,000㎡以上	159,000円	80,000円
		⑩ モデル建物法 モデル建物法（小規模版）	モデル建物法 モデル建物法（小規模版）	300㎡未満	89,000円	44,000円
				300㎡～1,000㎡未満	113,000円	57,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	149,000円	74,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	241,000円	121,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	315,000円	158,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	379,000円	189,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	444,000円	222,000円
				50,000㎡以上	510,000円	255,000円
		⑪ 標準入力法	標準入力法	300㎡未満	232,000円	116,000円
				300㎡～1,000㎡未満	291,000円	146,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	376,000円	188,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	537,000円	268,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	661,000円	331,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	782,000円	391,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	892,000円	446,000円
				50,000㎡以上	1,002,000円	501,000円

- 一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、棟ごとに認定手数料を算出し、全ての手数料を合算します。
- 複合建築物に係る申請の場合は、申請部分（住宅部分、非住宅部分）ごとの床面積により手数料を算出し、合算します。
- 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。